

### ◆ 「授業料の分納・延納申請」を希望される学生さんへ

経済状況により、授業料を納めることができない場合、期日（前期分授業料 4 月 25 日、後期分授業料 10 月 25 日）までに申請することにより、授業料を分納・延納することができます。

▷分納（※）・延納制度における納付期限について

1 期：申請した学期の 9 月末日【9 月に卒業（修了）する場合は 8 月末日】

2 期：申請した学期の 3 月末日【3 月に卒業（修了）する場合は 2 月末日】

※分納回数について 6 回まで

なお、期日までに申請が間に合わなかった方は、財務施設課へご相談ください。

財務施設課：088-847-8572、ike-zaimushisetsu@cc.u-kochi.ac.jp

### ◆ 経済的支援（奨学金）を希望される学生さんへ

問合先：学生・就職支援課 088-847-8577、gakusei1@cc.u-kochi.ac.jp

#### 1) 日本学生支援機構 給付型・貸与型奨学金

高校で「予約採用」に申し込まなかった、または申し込んだが不採用となった新 1 年生、また、2 年生～4 年生の学生で、現在借りている奨学金の種別変更（第一種⇔第二種）、別の種別を増やして併用貸与（第一種、第二種を両方借りる）を希望している方は、在学定期採用（4 月又は 10 月）で申請することができます。

※高等教育の修学支援新制度（高等教育無償化）を利用する場合は、給付型奨学金に採用されることが必要です。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/moshikomi/zaigaku.html>

**【追加情報】 貸与奨学金関連** ※詳細は、日本学生支援機構の HP でご確認ください。

#### ・ 入学時特別増額貸与奨学金

日本学生支援機構が行う国の奨学金【貸与型（無利子・有利子）】の申込者で以下を満たす者

- ・ 国の教育ローンを利用できなかった。
- ・ 世帯の収入が一定水準以下

#### ・ 緊急特別無利子貸与型奨学金 【アルバイト収入減の方】

アルバイト収入等が大幅に減少し、学生生活への経済的な影響を受けている方の緊急支援として一定期間、特別の貸与を行うもので、第二種奨学金（有利子）制度を活

用しつつ利子分を国が補填し、実質無利子にて貸与するものです。

・有利子奨学金の貸与期間延長【就職が決まっていない方】

新型コロナウイルス感染症の影響等による内定取消等で、やむを得ず、令和3年度も大学等に在籍する場合、緊急支援として、修業年限を超えて第二種（有利子）奨学金の貸与期間を最大1年間延長されます。また、新規申込みも可能です。

・休学中の者への有利子奨学金の継続貸与【休学中にボランティア活動等に参加する方】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大学等を休学してボランティア活動に参加する等、学びの複線化を理由に休学する場合、通常であれば休学期間は奨学金の貸与は認められないが、特例として第二種（有利子）奨学金については貸与を休止せず、最大1年間貸与を継続されます。また、新規申込みも可能です。

・大学院生に対する業績優秀者返還免除制度の申請期間の柔軟化【大学院生で対象の方】

業績優秀者返還免除制度の申請を希望していた者が、新型コロナウイルス感染症の影響による研究計画の遅延等のため、貸与期間中に業績を上げることができなかつた場合は、特例として、令和3年度の申請が可能となります。

また、返還免除内定者のうち、災害、傷病、感染症の影響その他のやむを得ない事由により修業年限内で課程を修了できなくなった者については、修業年限内で課程を修了したものとみなされます（内定取消の対象外とします）。

・

## 2) 日本学生支援機構 給付型奨学金（家計急変）

予期できない事由により家計が急変し、緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認されれば給付奨学金の支援対象となります。

※新型コロナウイルス感染症による収入減少があった場合、国および地方公共団体が実施する支援を受けた証明の提出が必要です。

※高等教育の修学支援新制度（高等教育無償化）を利用する場合は、給付型奨学金に採用されることが必要です。

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei\\_kyuhen/index.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/index.html)

## ◆ 経済的支援（授業料減免）を希望される学生さんへ

問合せ先：学生・就職支援課 088-847-8577、gakusei1@cc.u-kochi.ac.jp

### 1) 高等教育の修学支援新制度（高等教育無償化）に係る入学料および授業料の減免

令和2年度から国は、給付型奨学金の支援対象となる世帯の範囲、支援額の規模共に拡充しました。日本学生支援機構の給付型奨学金に採用された学生は、授業料および入学料の減免を受けることができます。

申請方法：日本学生支援機構の給付型奨学金を申請し、採用された学生に対し、減免申請用の書類をお渡しいたします。

減 免 額：給付型奨学金生の認定支援区分に応じて、減免額が決定されます。

第一区分 満額支援

第二区分 2/3 支援

第三区分 1/3 支援

詳細は下記 URL をご参照ください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

### 2) 高知県立大学授業料免除制度

「高知県立大学授業料等免除細則」に基づき、経済的理由により授業料の納付が著しく困難であり、かつ学業成績優秀と認められる学生に対し、申請により 1 年間授業料の全額または半額を免除します。 < 1 号申請 >

申請期間：6月中旬～7月下旬

要 件：成績基準及び家計基準を考慮し、決定。

●成績基準 学部生 GPA3.30 以上 大学院生 評定平均 80 点以上

※1 回生は前期の成績で判定

●家計基準 提出書類にて審査

※成績・家計基準については、変更となる場合があります。

また、家計急変を事由とする特別な事情により、納付が著しく困難であると認められる場合に申請が可能です。 < 2 号申請 >

申請期間：随時

※事由が生じた 12 ヶ月以内に申込が必要。

※1 号申請に必要な書類に家計急変を証明する書類を追加

## ◆その他

修学支援以外の制度のうち、経済的に困難な場合に活用できる制度等をご紹介します。

### 【日本政策金融公庫の教育ローン】

大学等に入学・在学する方の保護者に対し、学生等1人あたり350万円以内（一定の要件に該当する場合は、450万円まで）の貸付を行うものです。利息は年1.68%（固定金利）です。

申込時期：随時

問合せ先：日本政策金融公庫 <https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

### 【雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金（新型コロナに伴う特例措置）】（事業主が申請）

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用維持を図るため、労使間の協定に基づき休業を実施した場合に、休業手当の一部を助成するもので、学生アルバイトを含む非正規雇用の従業員の休業も助成金の支給対象となります。

なお、2月末までとなっていた特例措置が、4月末まで延長されています。

申込時期：事業主が設定した原則1か月の休業実施期間末日の翌日から2か月以内

問合せ先：都道府県労働局・公共職業安定所（ハローワーク）、

雇用調整助成金コールセンター、

厚生労働省公式 LINE アカウント

### 【新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金】

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けられなかった方に対し、休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を、休業実績に応じて支給を行うもので、学生アルバイトも支援対象となります。

申込時期：労働者が事業主の協力を得て、申請

申請の締め切りは、原則下記の通りです。

休業した期間	締切日（郵送の場合は必着）
令和2年10月～12月	令和3年5月31日（月）
令和3年1月～4月	令和3年7月31日（土）

問合せ先：厚生労働省ホームページ、

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

### 【生活福祉資金貸付金（緊急小口貸付貸付等の特例貸付）】

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯の方に対し、無利子・20万円以内で貸付を行う等の制度です。

申込時期：随時

問合せ先：お住まいの市区町村の社会福祉協議会等又は全国の労働金庫（ろうきん）

### 【生活福祉資金貸付金（教育支援資金）】

低所得世帯を対象として、大学等に修学するために必要な経費について、無利子・月6.5万円以内（大学の場合）で貸付をうけられる制度です。また、入学に際し必要な経費について、50万円以内でまとまった額の貸付も行っています。

申込時期：随時

問合せ先：お住まいの市区町村の社会福祉協議会

### 【母子父子寡婦福祉貸付金（就学支度資金・修学資金）】

母子・父子・寡婦家庭の方が、①就学するために必要な受験料、被服費等に必要な資金に充てる資金として、無利子・59万円以内（私立大学の場合）、②大学等に就学するための授業料、書籍代、交通費、生活費等に必要な資金に充てる資金として、無利子・月14.6万円以内（大学で自宅外通学の場合）で貸付を受けられる制度です。

申込時期：随時

問合せ先：お住まいの都道府県・指定都市・中核市の福祉事務所等のひとり親世帯関係施策担当

### 【住居確保給付金（独立生計・収入減の方）】

離職・廃業後2年以内又は休業等に伴う収入減少により住居を失うおそれが生じている方（※）に家賃相当額（住宅扶助特別基準額が上限）を自治体から家主へ支給することで支援する制度です。

※学生アルバイトの場合は、基本的には対象には想定されていませんが、世帯生計を維持している（専らアルバイトにより学費や生活費等を賄っていた等）ことや求職活動などの支給要件に該当する方は支給対象になる場合がありますので、詳しくは相談窓口となる自立相談支援機関等にご相談ください。

申込時期：随時

問合せ先：お住まいの都道府県・指定都市・中核市の福祉事務所等のひとり親世帯関係施策担当